多重債務で困っていませんか?

「多重債務」とは、返済能力の低下や、返済能力以上の借り入れにより返済が困難になり、その 返済のために借り入れを繰り返している状態です。ひとりで悩まず、まずは相談しましょう!

多重債務になる原因

無計画な買い物やクレジットカードの乱用、ギャンブルだけでなく、失業や病気等による収入の減少、子どもの教育費の補填などがあげられます。やむを得ず借金をする人が多くいます。

多重債務にならないためには

- ・家計簿をつける ⇒ 赤字になる原因がわかり、対処できるようになる。
- ・本当に必要なものか考える ⇒ 衝動買いはストレス発散にはなりません。 そのあとに抱えるストレスの方がはるかに大きいです。
- ・クレジットカードやスマートフォンのアプリを整理する ⇒ 安易にお金を借りられないようにする。
- ・お金を借りる時は利息の計算をする ⇒ 利息が不当ではないか、返済できる金額かを考えられる。
- ・家族や知人の保証人にならない ⇒ 自分が借金をするのと同じことです。

多重債務状態になると、個人の力だけでの解決は困難です。弁護士や司法書士を介しての債務整理などによる早期の対応が不可欠です。相談する時は、弁護士会や司法書士会等の多重債務相談窓口に相談しましょう。

消費生活センターでも「多重債務」の相談を受け付けています。それぞれの債務の状況に合った 解決機関を紹介します。







多重債務に陥った方はヤミ金融に手を出したり、心が疲れ、詐欺に遭ったりすることもあります。 お気軽にご相談ください。

高崎市消費生活センター

〒370-8501 高崎市高松町35-1 高崎市役所1階

相談専用電話 027-327-5155

受付時間月~金曜日9時~16時30分(祝日·年末年始を除<)

※電話または来所によりお受けしています。来所の際はご予約いただくとスムーズです。

◆消費者ホットライン ☎188 (お近くの消費生活相談窓口をご案内します)



(この用紙は再生紙を使用しています。)

NEWS!!

消費生活センター・ニュース

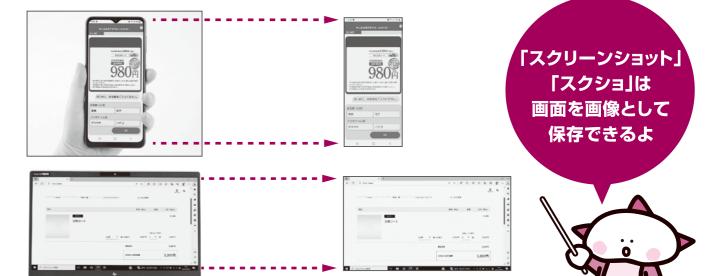
第71号/2023年10月15日発行 高崎市消費生活センター (相談専用電話 027-327-5155)

「通信利用動向調査」(総務省)によると、2022年のインターネット利用率(個人)は84.9%、端末別のインターネット利用率(個人)は、「スマートフォン|(71,2%)「パソコン|(48,5%)となっています。

コロナ禍の影響もあり、生活にインターネットは欠かせません。インターネットを利用した買い物や情報収集、お友達や知人とのコミュニケーションの場として利用されています。しかし、たくさんのアプリケーションや高度な機能がある端末を使いこなすのはとても難しいことです。よくわからないままに画面に出てきた指示に従ってトラブルに巻き込まれたという相談が多く寄せられています。

相談を受ける際は、どこのサイトでどういう画面が出てきたかを聞き取ります。その時に「スクリーンショット機能を使って保存した画像ファイル(画面)」があると、状況がわかりやすくなります。サイトのURLやネットショッピングの注文番号などの画面保存、発注確認画面の保存など、ご自身の備忘録(メモ)としても役立ちます。

消費生活センターでは、相談者の端末を操作したり、操作方法を調べたりすることはできませんので、ご自身が使う端末の「スクリーンショット機能」の操作方法はご自身で確認してください。 (スマートフォンやパソコンの機種によって操作方法は異なります。)



相談する際は、こうした画像や状況を紙に書きだすなどして整理すると、相談が受けやすくなります。 話を聴いたうえで、アドバイスや適切な機関を紹介しています。

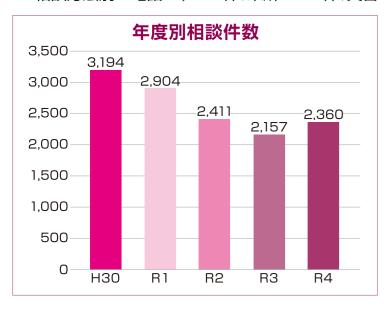
NEWS!!

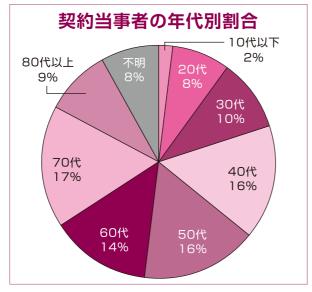
消費生活相談の傾向

☆令和4(2022)年度の相談状況☆

● 相談件数 2,360件(苦情:2,132件、問い合わせ:227件、要望:1件)

● 相談方法別 電話: 1.969件、来所: 389件、文書: 2件





☆多く寄せられた相談事例☆

脱毛エステ

エステで脱毛の契約をした。通い放題なのに予約が取りづらく、数回しか通わないうちに店が倒産してしまった。施術代はクレジットカードで分割払い。施術を受けられないのに、今でも銀行口座から引き落とされている。支払いたくない。

M. STOP!

あわてて電話をかけないで!、

スマートフォンのアダルトサイトで年齢確認ボタンをタップしたところ、突然「登録完了」と表示され、高額料金を請求された。「退会・解約」の電話番号にかけると、住所や名前を聞かれ、「支払わなければ家族に連絡する」と言われ、払ってしまった。という相談が複数寄せられています。よくわからない相手には、あわてて電話をかけ

ないでください。まずは、消費生活センターにご 相談ください。

パソコンの画面にセキュリティ警告が突然表示された場合も同様です。

屋根修理

突然訪問してきた事業者が「近所で工事をしていたら、お宅の屋根瓦がずれているのが気になった。無料でみてあげる」と言うのでみてもらった。すると「壊れている。このまま雨が降ったら大変なことになる。すぐに修理したほうがいい」と言われて不安になり、その場でその事業者に修理をしてもらったが、高額な工事費を請求された。

定期購入

SNSで見つけた広告から美容液を購入した。 「回数の縛りはなく、いつでも電話で解約できる」とあったので申し込んだ。

定期購入を止めようと思い事業者に電話したがつながらない。

ある日、カード会社から高額な請求が

子どものゲーム課金に関するトラブルが増えています

「身に覚えがない高額な請求がカード会社から届いた。カード会社に問い合わせて調べてもらったところ、オンラインゲームで課金をしていたことがわかった。子どもが勝手に親のカードを使っていたようだ。高額で払えない。どうしたらよいか。」という内容の相談が寄せられています。

子どもが勝手にクレジットカードで支払うことができるのでしょうか。店舗ではもちろんできません。 しかし、インターネットでは「カード番号・名義人名・有効期限・セキュリティコード」等を正しく入力すれば、カードの持ち主になりすましてカードを使うことができてしまいます。このようなことを防止するには、次のような策が考えられます。

1、クレジットカードをしっかり管理する

- ・暗証番号は教えない
- ・パソコンやスマートフォンにカードの情報を保存しない
- **2、インターネットやオンラインゲームの利用について、家族で話し合う**ルールを決め、フィルターや利用制限等を設定する
- 3、キャッシュレス決済について、きちんと子どもに教える クレジットカードは魔法の道具ではありません。その場で現金での支払いはないが、 後でカード会社等に支払わなければならないということを理解させる
- ※キャリア決済の「電話料金合算払い」も同様に注意が必要です。 スマートフォンのロックや利用履歴の確認も習慣づけましょう。

イベントのお知らせ 「親子で学ばうトラブル回避術」









日時 令和5年11月23日(木・祝) 午前10時~午後1時 会場 イオンモール高崎1階 イーストコート

◆上州くんとみやまちゃんにあえるよ! ***

*イベント内容等は変更になる場合があります



-2

-3-